

地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標期間業務実績評価実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、岩手県知事（以下「知事」という。）が行う地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）の中期目標期間における業務実績の評価（以下「評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

第2 評価の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 中期目標期間終了時見込評価 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- (2) 中期目標期間評価 中期目標の期間における業務の実績

(評価の基本方針)

第3 評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 評価は、中期目標に対する法人の事業の達成状況を確認する観点から行うものとする。
- (2) 知事は、評価を通じて法人の業務の適正な運営を支援するものとする。
- (3) 評価に当たっては、法人の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- (4) 知事は、評価を通じて、法人の中期目標の達成状況及び取組状況等を県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

(評価の方法)

第4 評価は、次の「項目別評価」及び「全体評価」により行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は、次の方法により行うものとする。

ア 法人の自己点検・評価

法人は、中期目標期間の業務実績を自己点検し、中期計画に定める小項目（以下、「小項目」という。）ごと及び大項目（以下、「大項目」という。）ごとに実施状況の評価する。

イ 知事評価

知事は、法人の中期目標の達成状況及び次の事項に係る各視点に基づき、大項目ごとに評価するとともに、評価の理由や改善点等を明らかにするものとする。

(ア) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

- ・ 顧客（県民・企業）のニーズに的確に対応しているか
- ・ 県政課題解決に貢献しているか
- ・ 効果的・効率的な予算の執行・人的資源配分が行われているか

(イ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項について

- ・ マネジメントが適正に行われているか
- ・ 職員の意欲向上と能力開発が図られているか

(ウ) 財務内容の改善に関する事項について

- ・ 予算が効果的・効率的に執行されているか
- ・ 自己収入（外部資金）確保が図られているか
- (エ) その他業務運営に関する重要事項について
 - ・ 施設設備の整備・活用が適切に行われているか
 - ・ 効果的・効率的な人的資源配分が行われているか

(2) 全体評価

全体評価は次の方法により行うものとする。

ア 法人の自己点検・評価

法人は、中期目標期間の業務実績を自己点検し、その達成状況を記述式で評価する。

イ 知事評価

知事は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標の全体的な達成状況について総合的に評価するとともに、評価の理由や改善点等を明らかにするものとする。

(評価の基準)

第5 評価は、別紙の「評価基準」に基づいて行うものとする。

(報告書の提出)

第6 地方独立行政法人法施行細則第8条に規定する報告(法第28条第1項第1号に該当する場合を除く。)は、中期目標期間(終了時見込)業務実績報告書(様式第1号)によるものとする。

(評価委員会の意見聴取)

第7 知事は、中期目標期間終了時見込評価の案を作成したときは、当該評価案について、法第28条第4項により、岩手県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴取する。

2 知事は、中期目標期間評価の案を作成したときは、当該評価案について、地方独立行政法人法施行条例第3条第1項第2号により、岩手県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴取する。

(意見申立て機会の付与)

第8 知事は、評価の案を作成したときは、法人に対し当該評価案を送付し、評価案に対する意見の申立ての機会を付与するものとする。

(法人への通知)

第9 法第28条第5項に規定する法人への通知は、中期目標期間(終了時見込)業務実績評価報告書(様式第2号)によるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行する。

評価基準

1 評価の基準

(1) 小項目別評価は、以下の評価基準に基づいて行う。

評価基準	判断の目安
AA 中期計画どおり実施し、かつ、特筆すべき状況である	中期計画どおり実施し、かつ、特筆すべき状況である場合
A 中期計画どおり実施している	中期計画どおり実施した場合
B 中期計画をおおむね実施している	中期計画の実施状況が8割以上10割未満の場合
C 中期計画の実施状況が不十分である	中期計画の実施状況が6割以上8割未満の場合
D 中期計画の実施状況が不十分であり、かつ、重大な改善事項がある	中期計画の実施状況が6割未満の場合

※ 上記の目安に加え、法人の特色ある取組等を勘案し、法人を取り巻く状況等についても考慮の上、総合的に評価を行う。

(2) 大項目別評価は、各小項目の評価を、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点として点数化して平均値を算出し、以下の評価基準に基づいて行う。

評価基準	判断の目安
AA 中期目標を達成し、かつ、特筆すべき状況である	$5 \geq \text{平均値} > 4.5$
A 中期目標を達成している	$4.5 \geq \text{平均値} > 3.5$
B 中期目標をおおむね達成している	$3.5 \geq \text{平均値} > 2.5$
C 中期目標の達成状況が不十分である	$2.5 \geq \text{平均値} > 1.5$
D 中期目標の達成状況が不十分であり、かつ、重大な改善事項がある	$1.5 \geq \text{平均値} > 1$

※ 上記の目安に加え、法人の特色ある取組等を勘案し、法人を取り巻く状況等についても考慮の上、総合的に評価を行う。

(3) 知事が行う全体評価は、各大項目の評価をAA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点として点数化し、各大項目に含まれる小項目の数に応じた加重平均値を算出して行う。

評価基準	判断の目安
AA 中期目標を達成し、かつ、特筆すべき状況である	$5 \geq \text{平均値} > 4.5$

A	中期目標を達成している	$4.5 \geq \text{平均値} > 3.5$
B	中期目標をおおむね達成している	$3.5 \geq \text{平均値} > 2.5$
C	中期目標の達成状況が不十分である	$2.5 \geq \text{平均値} > 1.5$
D	中期目標の達成状況が不十分であり、かつ、重大な改善事項がある	$1.5 \geq \text{平均値} > 1$

※ 上記の目安に加え、法人の特色ある取組等を勘案し、法人を取り巻く状況等についても考慮の上、総合的に評価を行う。

2 法人の評価に係る留意点

- (1) 評価の際の客観的資料として目標に関する指標データを業務実績報告書に添付するものとする。
- (2) 業務実績報告書の作成に当たっては、県民や社会に対して業績をわかりやすく説明するという観点に十分留意して作成するものとする。

3 知事の評価に係る留意点

- (1) 評価を通じて、次期中期目標期間中の法人の業務運営、予算・人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (2) 評価は、単に中期目標の達成状況チェックのみならず、特色ある取組や法人運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価するとともに、次期中期目標に向けて改善点が明らかになるよう、法人に業務の運営状況を自由に記載させ、評価に当たってはそれらを十分に考慮する。
- (3) 数値に表れない実績についても、法人の基本的使命に十分配慮して評価を行う。
- (4) 目標の達成状況のみならず、その分析結果を考慮して総合的に判断するものとする。

様式第1号（第6関係）

第〇期中期目標期間（終了時見込）業務実績報告書

- 1 法人の概要
- 2 全体的な状況と自己評価
- 3 項目別の状況

項目	
----	--

中期目標	中期計画	県評価					自己評価
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	

中期目標	中期計画	県評価					事業実績（見込）	自己評価	備考
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度			

※ 項目Ⅱ「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の末尾には下記を記載のこと。

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
予算額（千円）					
決算額（千円）					
従事人員数					

様式第2号（第9関係）

第〇期中期目標期間（終了時見込）業務実績評価報告書

1 法人の概要

2 全体評価

〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	期間全体の評価

（評価の具体的内容を記載）

3 項目別評価

（1）項目名

〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	期間全体の評価

（評価の具体的内容を記載）